

特定自主検査対象機械

特定自主検査 お済みですか?

作業前に検査済標章を確認しましょう



車両系
荷役運搬
機械

●フォークリフト



(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)

●不整地運搬車



(クローラ式)



(ホイール式)

車両系
建設機械

●整地・運搬・積込み用機械



ブルドーザー



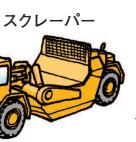
モーターグレーダー



(クローラ式)



(ホイール式)



スクラーパー



スクレーピードーザー

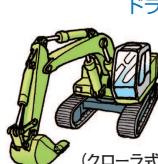


すり積機

●掘削用機械



パワー・
ショベル



(クローラ式)



ドラグ・ショベル



ドラグライン



クランシェル

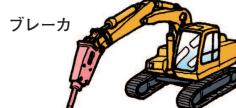


バケット掘削機



トレンチャー

●解体用機械



ブレーカー



鉄骨切断機



コンクリート圧碎機



解体用つかみ機

●基礎工事用機械



杭打機・杭抜機



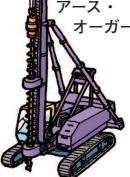
(懸垂式)



アース・ドリル



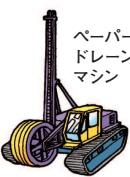
リバース・
サーチュレーション・
ドリル



アース・
オーガー



建柱車



ペーパー・
ドレーン・
マシン



せん孔機

●締固め用機械



ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー

●コンクリート打設用機械



高所
作業車



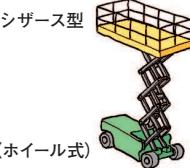
ブーム型
(トラック式)



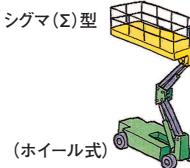
ブーム型
(クローラ式)



マスト型



シザース型



シグマ(Σ)型



とくじけんくん



公益
社団法人
建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

長野県支部

〒380-0872 長野市妻科426-1 長野県建築士会館4F

TEL.026(232)2880 FAX.026(232)6606

URL <http://www.sacl-nagano.jp>

長野労働局・各労働基準監督署



とくじけんくん



建設機械と荷役運搬機械は、 労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が 義務づけられています。



特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、**事業者**は**1年を越えない期間ごとに1回**(ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回)、定期に、**有資格者**による**自主検査**を実施しなければなりません。この定期自主検査(年次検査)のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、**3年間保存**しなければなりません。
検査年月日 **検査方法** **検査箇所**
検査結果 **検査実施者名**
検査結果の措置内容

[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



■ 検査する人は

法令で定められた**資格を有する検査者**、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

- | | |
|---|----------|
| 1 | 圧縮圧力計 |
| 2 | 回転計 |
| 3 | シックネスゲージ |
| 4 | ノズルテスター |
| 5 | 油圧計 |
| 6 | 電圧計 |
| 7 | 電流計 |
| 8 | 探傷器 |
| 9 | 摩耗ゲージ |



■ 異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに**補修**などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする**標章(ステッカー)**を貼付しなければなりません。

[安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項]



■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則(50万円以下の罰金等)が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

安心の笑顔の向こうに 特自検